

地 震 編

目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 災害に強いまちづくり	1
第2節 火災の予防対策	4
第3節 生活関連施設の安全対策	6
第4節 防災拠点施設等の整備	8
第5節 応急活動体制の整備	11
第6節 地域防災力の向上	14
第7節 要配慮者対策	17
第2章 災害応急対策計画	19
第1節 災害応急活動体制	19
第2節 情報の収集伝達・広報	27
第3節 広域応援体制	31
第4節 消火・救助活動	36
第5節 交通・緊急輸送	38
第6節 災害警備	40
第7節 避難対策	41
第8節 医療対策	47
第9節 飲料水・物資等の確保	51
第10節 要配慮者の支援	54
第11節 災害廃棄物対策	56
第12節 遺体の処置・埋葬対策	58
第13節 被災者生活支援	60
第14節 応急教育	66
第15節 災害ボランティア支援	68
第16節 生活関連事業等の応急対策	70
第17節 災害救助法の適用事務	72
第3章 南海トラフ地震対策	74
第1節 基本方針	74
第2節 南海トラフ地震に関する情報	75
第3節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応	77
第4章 災害復旧対策	78
第1節 災害復旧事業計画の作成	78
第2節 激甚災害の指定に関する計画	79
第3節 災害復興対策	80

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 道路等の整備	建設課	富士・東部建設事務所、甲府河川国道事務所
第2 市街地の整備	建設課	
第3 建築物等の耐震化	危機管理室、財政経営課、建設課、学校教育課、社会教育課	
第4 土砂災害等対策	危機管理室、建設課、産業振興課	富士・東部建設事務所
第5 液状化災害対策	危機管理室、各施設所管課	富士・東部建設事務所、甲府河川国道事務所

第1 道路等の整備

1 道路の整備

市は、災害時の緊急輸送等を確保するため、市内の骨格を形成する道路として、都市計画道路網の見直し検討及び整備の促進を図る。

また、山間の各地域間を連絡する幹線道路及び補助幹線道路、市街地・集落地の路線において、狭あい区間の拡幅、線形改良、防災安全性の確保等の機能強化を図る。

2 橋梁の整備

市は、災害時の緊急輸送等を確保するため、「上野原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の点検を行い、路線の重要性等を考慮して計画的に橋梁の修繕、架け替えを行う。

3 トンネルの整備

市は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のため、「上野原市トンネル長寿命化修繕計画」を作成し、管理トンネルの耐震化及び長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

第2 市街地の整備

1 地区計画

市は、無秩序な開発・宅地化を防止し良好な住環境を形成するため、地区計画等による一定ルールに基づいた土地利用を進める。

2 公園等の整備

市は、災害発生時の避難場所、防災機能を有する公園及び広場を整備し、また、緑地の保全を図る。

第3 建築物等の耐震化

1 建築物の耐震化

市は、「上野原市耐震改修促進計画」に基づき、耐震目標を定めて住宅及び特定建築物（民間・公共）の耐震化を促進する。

（1）住宅、民間の特定建築物の耐震化

市は、住宅等の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に要する費用の補助、市ホームページ等による啓発、情報提供等に努める。

（2）公共建築物の耐震化

市は、公共施設について、耐震化率 100% を目標に耐震化を推進する。

また、市は、今後、「上野原市公共施設等総合管理計画」、「上野原市学校施設長寿命化計画」等に基づき、計画的に修繕、建て替えを行い、安全性を確保する。あわせて、天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を進める。

（3）緊急輸送道路の確保

市は、緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震化に要する費用を補助する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、除去、建替え及び改修に要する費用を補助する。

3 室内の安全対策

市は、市ホームページ、パンフレット、防災訓練等の機会を通じ、家具類の固定等についての知識の普及啓発を行う。

第4 土砂災害等対策

1 土砂災害警戒区域等の警戒避難対策

市及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定・周知、避難体制の整備を図る。

（1）土砂災害警戒区域の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

（2）避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、ハザードマップを作成・配布し、住民に周知する。

2 土石流対策

県は、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家、公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

3 地すべり対策

県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

4 急傾斜地崩壊対策

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策工事を行う。

5 ため池対策

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池として、月見が池を防災重点ため池に選定している。

市は、防災重点ため池の被害想定地域等を示したハザードマップの作成、情報連絡体制の検討、保全管理活動を通じた管理体制の強化を図る。

第5 液状化災害対策

市は、県のホームページで公表されている液状化危険度を示すマップを紹介する等、液状化について住民に周知する。

また、市及び各施設の管理者等は、地盤の液状化による道路施設、公共・公益施設等の機能障害を最小限にするため、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して、地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

第2節 火災の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 出火予防対策	建設課、消防総務課	
第2 消防力の強化	消防総務課	
第3 初期消火体制の確立	危機管理室、総務課、消防総務課	上野原市消防団

第1 出火予防対策

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請及び消防法（昭和23年法律第186号）第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築物の新築、増築等の段階で防火防災の観点から安全性を確保する。

2 家庭に対する防火の周知

市は、広報紙等を通じて、住民に消火器具、消火用水及び防火思想の普及、住宅用火災警報器の設置促進等について周知する。

また、地域で開催する防災訓練への参加促進を図るとともに、訓練等を通じて、火災発生時の初期消火活動の習熟を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させるよう指導する。

また、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等についての指導及び予防査察を行う。

4 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施する。

また、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、同様の措置を講ずる。

第2 消防力の強化

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して、計画的に消防車両、資機材及び耐震性を有する消防水利の整備に努める。

2 消防団の強化

（1）非常備消防の充実

市は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の組織力強化を図るため、団員確保と教育訓練による人的資源の強化と施設・資機材等の充実に努める。

また、消防団員サポート事業、消防団協力事業所表示制度等を通じて、消防団員の加入及び活動への理解を促進するよう努める。

(2) 消防団の活動体制の整備

市は、消防団の活動体制として、「大規模地震発生時における消防団及び団員の行動指針」を定めており、研修、訓練等を通じて、この指針の習熟を図る。

3 常備消防の強化

市は、警防計画、震災消防計画、救急業務計画等の各種計画及び要綱等の制定と計画的な教育訓練の推進による常備消防の体制強化を図る。

第3 初期消火体制の確立

市及び消防団は、消火訓練、講習会等を通じて、自主防災組織の初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、初期消火体制の確立を図る。

また、家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について、広報紙等で周知する。

第3節 生活関連施設の安全対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設の安全対策	生活環境課	東部地域広域水道企業団
第2 下水道施設の安全対策	生活環境課	
第3 電気施設の安全対策		東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設の安全対策		日本瓦斯(株)
第5 液化石油ガスの安全対策		(一社)山梨県LPGガス協会
第6 通信施設の安全対策		東日本電信電話(株)
第7 鉄道施設の安全対策		東日本旅客鉄道(株)

第1 上水道施設の安全対策

市及び東部地域広域水道企業団は、水道水の安全供給及び二次災害の防止のため、次のとおり水道施設の整備を図る。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 水道水の確保 | (2) 送・配水管の新設、改良 |
| (3) 配水系統の相互連絡 | (4) 電力設備の確保 |
| (5) 復旧工事用資機材の整備 | (6) 応急給水用機材の備蓄 |
| (7) 給水計画の策定 | |

第2 下水道施設の安全対策

市は、下水道施設の耐震化を図るとともに、排水及び処理機能を確保し、防災機能の向上を図るため、次のとおり下水道施設の整備を図る。

1 耐震性の確保等

幹線管渠について、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設の安全対策

東京電力パワーグリッド(株)大月支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害発生時の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 電力供給施設の耐震性確保 | (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備 |
| (3) 要員の確保 | |

第4 ガス施設の安全対策

日本瓦斯(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底 |
| (3) 要員の確保 | |

第5 液化石油ガスの安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備 |
| (3) 消費先の安全確保 | (4) 要員の確保 |

第6 通信施設の安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 通信途絶防止対策 |
| (3) 通信の輻輳対策 | (4) 応急復旧用資機材の配備 |
| (5) 要員の確保 | |

第7 鉄道施設の安全対策

東日本旅客鉄道（株）は、地震発生時における旅客の安全と円滑な避難、誘導及び輸送を図るため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 防災資機材の整備 |
| (3) 要員の確保 | |

第4節 防災拠点施設等の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 防災拠点施設の整備	財政経営課、各施設所管課	
第2 避難場所等の整備	危機管理室、財政経営課、福祉課、長寿介護課、学校教育課、社会教育課	
第3 食料等備蓄品の整備	危機管理室	
第4 情報通信設備の整備	危機管理室、総務課、消防総務課	

第1 防災拠点施設の整備

市は、市役所、支所、出張所等、防災拠点となる施設の機能を確保するため、通信機器、非常用発電機等の整備、燃料等の備蓄を行う。

第2 避難場所等の整備

1 避難場所等の指定

市は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、緊急避難場所及び避難所を指定し、ハザードマップ、ホームページ等で住民に周知する。

種別	内容
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、異常現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

2 福祉避難所等の指定

(1) 福祉避難所の確保

市は、避難場所等での滞在が困難な要配慮者を受け入れるため、公共施設を福祉避難所に指定する。

また、社会福祉法人等と災害時の要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所を確保する。

(2) 福祉避難室の指定

市は、一時的な避難に際し、要配慮者を受け入れる福祉避難室スペースを緊急避難場所内に指定する。

3 避難場所等の整備

市は、次のとおり避難場所等の整備等を行う。

整備にあたっては、防災、施設所管、財政等の関係する市各部署の情報連携を図り、政策を決定して行う。

(1) 耐震性の確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震診断等を実施し、耐震性の確保を図る。

特に、体育館等においては、天井、照明器具、ガラス窓等の二次構造部材の耐震性を確保する。

(2) 備蓄の推進

市は、指定した施設に備蓄倉庫を設置し、食料、飲料水、間仕切り、組立式簡易ベッド、仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

(3) 誘導標識等の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導標識を設置する。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

第3 食料等備蓄品の整備

1 行政の備蓄

市は、家庭内備蓄を補完するため、備蓄目標を定め食料等の計画的な備蓄を行う。備蓄目標は、次のとおりである。

$$\text{食料の備蓄目標量} = 2.3 \text{ 万人}^{※1} \times 7.5\%^{※2} \times 6 \text{ 食}^{※3} = 10,350 \text{ 食}$$

※1：市の人口（令和2年度国勢調査人口数）

※2：東日本大震災で震度6以上を記録した宮城県内陸部の市町村における避難所生活者の割合

※3：1日2食×3日

2 家庭内備蓄の促進

市は、家庭及び事業所において、「自助」として災害時に必要とする飲料水、食料等を備蓄するよう啓発する。

家庭に対しては、最低3日分、推奨1週間分の備蓄、ローリングストック方式※による備蓄方法等について啓発する。

事業所（学校も含む。）に対しては、従業員、児童・生徒の3日分を備蓄するよう啓発する。

また、飲料水及び食料の他、断水等によりトイレが使用不能になった場合を想定し、携帯トイレ等を備蓄するよう啓発する。

※ローリングストック方式

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

第4 情報通信設備の整備

1 無線等の整備

市は、市の防災拠点、避難場所、関係機関等との相互通信が可能な無線、衛星携帯電話等の整備を図る。

2 その他の手段の確保

市は、行政防災うえのはらメールへの登録促進及び市公式LINE等の活用について広報する。

3 消防無線の整備

市は、消防本部・署、桐原出張所及び秋山出張所に消防救急無線、消防団及び各分団事務局に簡易型デジタル無線、その他災害情報メールを整備している。これらの連絡網が機能するよう電源喪失対策等の対応を行う。

4 緊急通報システムの周知

山梨県東部消防指令センターでは、119番通報の利用が困難な聴覚・言語が不自由な方のために、Net119、メール119及びFAX119による、言語によらない緊急通報受信体制を確保している。

市は、該当者に当該システムの周知を図り、登録を促進する。

第5節 応急活動体制の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 市の活動体制の整備	危機管理室	
第2 広域応援体制の整備	危機管理室	
第3 物資等確保	危機管理室、産業振興課	
第4 災害医療体制の整備	危機管理室、子育て保健課	
第5 ボランティア活動体制の整備	危機管理室、福祉課	山梨県社会福祉協議会、上野原市社会福祉協議会等
第6 帰宅困難者対策	危機管理室、産業振興課	事業者等

第1 市の活動体制の整備

1 災害対策本部組織の見直し

市は、市組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び事務分掌等を見直す。
また、災害対策業務の詳細を定めた行動計画について、見直しを行う。

2 業務継続計画の見直し

市は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画（BCP）について、地域防災計画及び行動計画と合わせて見直しを行う。

第2 広域応援体制の整備

市は、全国の自治体との相互応援協力に関する協定を締結し、要員及び資機材の提供、広域避難における避難者の受入れ等について協力体制を構築する。

また、応援者を受け入れるために、受入担当の明確化、要請の手順、ルール等を明確にした災害時受援応援計画の策定を検討する。

第3 物資等確保

1 物資の確保体制の整備

市は、事業者・各種団体等との協定を締結し、食料及び生活必需品の確保体制を整備する。

2 物資受入体制の整備

市は、災害時の救援物資の受入れ及び搬送を的確に行うため、応援協定を締結した物流事業者とその運用について検討する。

第4 災害医療体制の整備

1 災害時医療体制の確保

市は、医療救護所の設置、医療救護班の編成等の災害医療体制について、北都留医師会、上野原市歯科医師会、上野原地区薬剤師会及び上野原市立病院と連携した対応並びに災害医療コーディネーターの配置を検討する。

2 医薬品等の備蓄

市は、災害時の応急医療救護に必要な医薬品・衛生材料等について、備蓄を行う。

また、上野原地区薬剤師会、医薬品販売事業者等との協定締結等により、必要な医薬品等の確保体制を整備する。

第5 ボランティア活動体制の整備

1 ボランティア受入体制の整備

市は、上野原市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入れ、活動環境の整備等について検討する。

また、災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を通じて協力体制を構築し、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

2 人材の育成

市及び上野原市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会等が開催する研修会や講習会に参加し、災害ボランティア、コーディネーター等の人材を育成する。

3 各関係機関の役割

災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部及び山梨県障害者福祉協会が担う役割は、次のとおりである。

機関名	役割
山梨県	災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集
山梨県社会福祉協議会	(1) 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営 (2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整 ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援 (3) ボランティアの総合受付、連絡調整 ・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と登録 ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整 (4) 被災地の災害状況等の情報提供 (5) ボランティア活動に関する連絡調整 ・コーディネーターの養成と登録 ・災害救援ボランティアのネットワークづくり
山梨県共同募金会	(1) 義援金の募集
日本赤十字社山梨県支部	(1) 災害ボランティアの登録・研修 (2) 災害発生時の災害ボランティア(主に救護活動を行う)の受け入れ (3) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 (4) 義援金の募集
山梨県障害者福祉協会	(1) 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催 (2) 障害者団体の連絡網の整備 (3) 災害発生時の障害者情報の伝達
山梨県ボランティア協会	(1) 市民の防災意識の啓発(備えなど) (2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり

	(3) ボランティア・NPOの研修、訓練 (4) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり (交流・研修・通信訓練) <災害時には> (5) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集 (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等） (7) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援 (8) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携
--	--

第6 帰宅困難者対策

市、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則、安否確認手段等について啓発を行う。

第6節 地域防災力の向上

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 防災知識の普及啓発	危機管理室、子育て保健課、学校教育課、社会教育課	防災関係機関
第2 自主防災活動の促進	危機管理室	自主防災組織
第3 防災訓練の実施	危機管理室	自主防災組織
第4 事業所の防災活動の促進	危機管理室	事業所等

第1 防災知識の普及啓発

1 防災知識の普及事項

防災知識の普及事項は、主に次のとおりである。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- (14) 高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時要配慮者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

2 住民に対する防災知識の普及啓発

市は、次の方法で住民に対し防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 広報うえのはら
- (2) ハザードマップ、パンフレット等の配布
- (3) 講演会、シンポジウム等の開催
- (4) 地域防災リーダーによる指導
- (5) 生涯学習講座

3 幼児、児童、生徒等に対する防災教育

市は、幼児、児童、生徒等に対し学校教育等を通じ、防災に関する教育及び訓練を実施する。

4 職員に対する防災教育

市及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- | |
|---|
| (1) 講習会、研修会等の実施
(2) 災害活動の手引等の作成及び配布
(3) 訓練を通じた災害応急対策活動内容の普及 |
|---|

第2 自主防災活動の促進

1 基本方針

市は、地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、各区を単位として、地域の防災活動の中心的な役割を果たす自主防災組織の育成・指導を推進する。

また、自主防災組織は、地域及び社会の特性とともに男女共同参画の考え方及び多様な主体の視点を反映できるよう、必要な体制を確立する。

2 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、各区を単位とした自主防災組織の育成を推進する。

また、上野原市地域防災リーダー養成講習を実施し、防災に対する知識・技術を身につけ、防災知識の普及、自主防災組織の指導等を行う地域防災リーダーを育成する。

その際、女性の参画の推進及び女性リーダーの育成に努める。

3 人材の育成

市は、上野原市地域防災リーダー養成講習を受講した者の中から、推薦によって県が主催する「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を受講させ、防災士の資格取得を支援する。

4 地区防災計画の作成

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の自発的な防災活動について定めた計画である。

市は、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行うとともに、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、日頃から、地域内の危険箇所、避難経路、要配慮者等の状況等を把握し、地区の防災に係る方針の策定、防災マップの確認、防災活動用資機材の整備及び点検に努める。

平常時の活動は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 防災知識の普及 | (2) 防災活動用資機材の整備・点検 |
| (3) 防災訓練の実施（図上訓練含む） | (4) 情報の受伝達体制の確立 |
| (5) 地域の危険箇所、避難経路等の確認 | (6) 地域の要配慮者の把握 |
| (7) 防災マップの配布・確認 | (8) 地区防災計画の策定 |

第3 防災訓練の実施

1 総合防災訓練の実施

市は、大規模災害を想定し、住民、自主防災組織、事業所、市、防災関係機関が参加した総合防災訓練を行う。

2 地域の訓練

自主防災組織は、避難、消火、救出救護、搬送等について、地域の住民等が参加する訓練を行う。

市は、訓練の指導、資機材の貸出し等を行う。

第4 事業所の防災活動の促進

事業所等及び各工業団地の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画、帰宅困難者対策等の作成、防災訓練等を行う。

事業所における自主防災活動は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 防災訓練の実施 | (2) 火災その他災害予防対策 |
| (3) 従業員等の防災教育 | (4) 情報の収集、伝達体制の確立 |
| (5) 事業継続計画（BCP）の策定 | (6) 災害時行動マニュアルの作成 |
| (7) 施設及び設備の耐震性の確保 | (8) 帰宅困難者対策 |
| (9) 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄 | (10) 救出及び応急救護方法の習得 |

市は、事業所等にさまざまな機会を捉え、防災の必要性及び地域コミュニティの一員として、地域の防災活動に参加するよう働きかける。

また、事業所等は、災害時に地域社会の一員として市民及び自主防災組織との連携に務めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努める。

第7節 要配慮者対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難行動要支援者の支援体制の構築	福祉課、子育て保健課、長寿介護課	
第2 社会福祉施設の防災対策	危機管理室、福祉課、長寿介護課	社会福祉施設
第3 外国人及び滞留旅客対策	危機管理室、産業振興課	東日本旅客鉄道（株）

第1 避難行動要支援者の支援体制の構築

1 避難行動要支援者名簿の整備

市は、「災害時要援護者避難支援計画」（全体計画）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成する。名簿作成に関係する事項は、次のとおりである。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- ア 介護保険の「要介護認定3以上の者」で、在宅で生活する方
- イ 身体障がい者障がい程度等等級表の級別「1級及び2級」の方
- ウ 療育手帳判定基準の障がい程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の方
- エ 精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級「1級」の方
- オ 75歳以上の一人暮らし高齢者
- カ ア～オ以外で支援を必要とする方

（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

個人情報は、市の関係部局で把握する個人情報のデータ及び登録申請書の情報を利用する。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 氏名 | イ 生年月日 |
| ウ 性別 | エ 住所又は居所 |
| オ 電話番号その他連絡先 | カ 避難支援等を必要とする事由 等 |

（3）名簿の更新に関する事項

名簿は、原則として、毎年定期的に更新する。

（4）避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次の者とする。

- | | | |
|------------|----------|-------------|
| ア 消防団 | イ 上野原警察署 | ウ 民生委員 |
| エ 市社会福祉協議会 | オ 区長 | カ 自主防災組織（区） |

（5）情報漏えいの防止

市は、避難支援等関係者に守秘義務を説明し、名簿を施錠可能な場所に保管し、別の地区への提供をしないよう指導する。

（6）情報の伝達の配慮

情報は、電子メール、戸別訪問等により行い、的確に伝達する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

2 個別避難計画の作成

市は、地域特性、個人の実情を踏まえ、民生委員等と連携して避難行動要支援者の具体的な避難方法等について、個別避難計画を作成するよう努める。

第2 社会福祉施設の防災対策

1 要配慮者利用施設の避難確保

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

市は、計画作成等に関する助言等、必要な支援を実施する。

2 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設の管理者等は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策、避難計画の作成、食料・資機材等の備蓄、訓練の実施等の防災対策を行う。

第3 外国人及び滞留旅客対策

1 外国人対策

市は、災害の知識、防災行動等について、外国語に翻訳した資料を作成し市役所窓口等での配布、ホームページへの掲載等により、居住外国人への周知を図る。

また、語学ボランティアの登録等、災害時に確保できる体制を整備する。

2 滞留旅客対策

市は、関係機関、事業所等と連携して、災害発生時の滞留旅客の現状を把握し、各種情報の提供、滞留旅客の保護ができるよう避難場所の設置等の対策を実施する。

また、市及び東日本旅客鉄道（株）は、「大規模地震時における鉄道旅客避難誘導等に関する確認書」に基づき、避難対策のため情報連絡及び運用について協議する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

種別	配備基準	内容	配備体制
警戒配備	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	危機管理担当が情報収集を行う体制	・危機管理室
第一配備 （災害警戒本部）	1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 市長が必要と認めたとき。	危機管理担当による情報収集、施設管理担当が点検等を行う体制	・危機管理室職員 ・財政経営課管財担当 ・市民課窓口担当 ・生活環境課簡易水道担当、下水道担当、クリーンセンター担当、生活環境担当 ・福祉課福祉総務担当 ・子育て保健課子育て支援担当 ・長寿介護課地域包括支援担当 ・産業振興課農林整備担当、商工観光担当、農村地域づくり担当 ・建設課道路河川担当、都市計画担当 ・学校教育課教育総務担当、学校教育担当 ・社会教育課社会教育担当、図書館担当、社会教育施設担当
第二配備 （災害対策本部）	1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 地震による小規模な被害が発生したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して災害対策を実施する体制	・リーダー以上 ・支所・出張所職員 ・その他の人員（各課で定める。）
第三配備 （災害対策本部）	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制	全職員（会計年度任用（月給）職員を含む。）

2 配備の決定

配備の決定は、震度による自動配備を基本とする。その他は市長が決定する。

第2 職員の動員

1 参集方法

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に地震を感じた場合は、山梨県災害情報メール配信、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報での震度による自動参集とする。

2 参集体制

(1) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。

ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集する。

(2) 参集準備

職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参する等、準備を整えて参集する。

3 動員名簿の作成

災害時の職員の安否・参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、調整班へ報告する。

第3 災害対策本部等の設置、運営

1 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- | |
|--------------------------------|
| ア 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 |
| イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 |
| ウ 小規模な被害が発生したとき。 |
| エ 市長が必要と認めたとき。 |

(2) 廃止の基準

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、県、上野原警察署、報道機関に通知する。

(4) 本部の設置場所

本部は、上野原市役所災害対策本部室に設置する。

ただし、市役所が被災した場合は、総合福祉センターふじみ2階会議室又は消防本部2階会議室に設置する。

2 本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、上野原市災害対策本部活動要領の定めにより、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 消防長
---------	---------	---------

(2) 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員で構成する。

本部員会議における主な協議事項は、次のとおりである。

ア 初期応急対策方針の決定に関すること。 イ 市本部の配備体制の決定・切り替えに関すること。 ウ 県、他市町村等への応援要請に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。 オ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 カ 市本部の廃止に関すること。 キ その他災害対策の重要事項に関すること。
--

(3) 関係機関連絡室の設置

本部長は、必要に応じて、関係機関連絡室を設置し関係機関に連絡員の派遣を求める。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、上野原市災害対策本部条例に基づき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い支所・出張所、公民館等公共施設を利用して設置する。

また、本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

3 職員の配置

職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況に応じて、本部員会議で配置を調整する。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

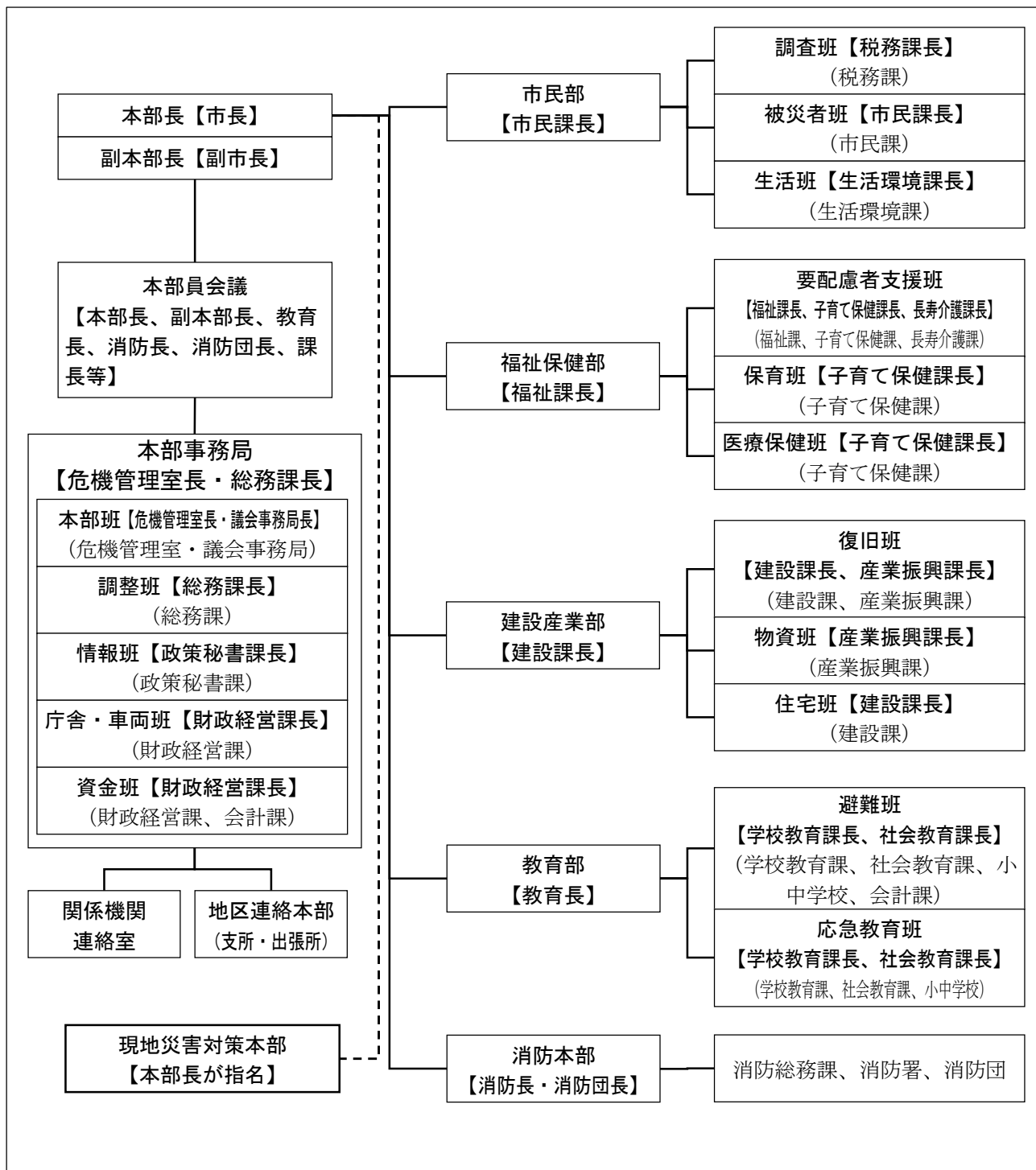
(2) 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

5 災害対策本部の廃止後の関連業務

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で、災害対策班を組織して対応に当たる。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

※初動対応事務：勤務時間外に参集した職員で優先して対応する業務
各部の参集職員で最上位者が指揮する。

本部事務局（局長：危機管理室長、次長：総務課長）

班（班長）	担当	所掌事務	初動対応事務
本部班 （危機管理室長、議会事務局長）	危機管理室 議会事務局	1 地震・気象・原子力災害等の情報収集、警報等の伝達に関する事。 2 災害対策本部の設置・運営、本部指令の伝達及び災害対策の総合調整に関する事。 3 国・県への要請、自衛隊の災害派遣要請等に関する事。 4 避難指示等の発令に関する事。 5 議会との連絡調整に関する事。	1 県への報告及び要請等 2 外部機関（警察等）との連絡調整 3 被害情報の収集及び集約 4 通報等の受信 5 庁舎の点検及び機能維持 6 本部長及び副本部長との連絡
調整班 （総務課長）	総務課	1 職員の配置に関する事。 2 災害対策要員の活動支援に関する事。 3 受援に関する事。 4 防災無線の通信統制に関する事。 5 庁内基幹情報システム、ネットワークの維持及び、復旧に関する事。 6 各班の帳簿（災害救助法様式等）のとりまとめに関する事。 7 外部機関との連絡調整に関する事。	
情報班 （政策秘書課長）	政策秘書課	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害視察等の対応に関する事。 3 広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。 4 通報等の受信に関する事。 5 各部等からの情報収集及び集約に関する事。 6 災害復興計画の策定に関する事。	
庁舎・車両班 （財政経営課長）	財政経営課	1 庁舎の機能維持に関する事。 2 災害対策車両の調達・管理に関する事。 3 燃料等の調達及び供給に関する事。	
資金班 （財政経営課長）	財政経営課 会計課	1 災害対策関係予算に関する事。 2 義援金及び寄附金の受付・保管・配分に関する事。	

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

市民部（部長：市民課長）

班（班長）	担当	所掌事務	初動対応事務
調査班 （税務課長）	税務課	1 被害状況調査に関すること。 2 被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること。	1 被害発生状況調査（現地巡回）
被災者班 （市民課長）	市民課	1 被災者台帳の作成及び住民の安否情報の総括に関すること。 2 遺体の安置及び埋火葬に関すること。 3 災害相談窓口の設置及び運営に関すること。 4 支所・出張所管内の各種情報の収集及び集約に関すること。 5 支所・出張所管内への広報に関すること。	2 断水状況の把握 3 応急給水の準備 4 下水道施設の被害調査
生活班 （生活環境課長）	生活環境課	1 応急給水に関すること。 2 簡易水道、上下水道施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 3 仮設トイレ・マンホールトイレ等の調達・配置及びし尿の収集・処理に関すること。 4 災害廃棄物の収集・仮置き・処理に関すること。 5 ペット対策に関すること。 6 防疫（消毒）に関すること。 7 環境保全に関すること。	5 支所及び出張所管内の情報収集

福祉保健部（部長：福祉課長）

班（班長）	担当	所掌事務	初動対応事務
要配慮者支援班 （福祉課長、子育て保健課長、長寿介護課長）	福祉課 子育て保健課 長寿介護課	1 要配慮者の支援に関すること。 2 避難所の福祉避難室及び福祉避難所に関すること。 3 災害ボランティアセンターの運営支援及び連絡調整に関すること。 4 災害見舞金及び災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給に関すること。	1 避難行動要支援者（在宅難病患者等）の安否確認 2 福祉避難所の確保 3 傷病者の発生状況の把握
保育班 （子育て保健課長）	子育て保健課	1 応急保育に関すること。	4 傷病者受入れ等の準備 （市立病院、医師会等との連絡調整）
医療保健班 （子育て保健課長）	子育て保健課	1 救護・医療に関すること。 2 防疫（感染症予防等）に関すること。 3 （災害拠点病院としての）医療及び助産活動に関すること。	

建設産業部（部長：建設課長）

班（班長）	担当	所掌事務	初動対応事務
復旧班 （建設課長、 産業振興課長）	建設課 産業振興課 （農林整備 担当）	1 農業用水路、山地災害危険地区等の警戒及び二次災害防止に関すること。 2 道路・通行の安全及び緊急輸送道路の確保に関すること。 3 道路、河川、林道、農道、農地等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 4 土砂災害警戒区域等の警戒及び応急対策に関すること。	1 被害発生状況の調査（現地巡回） 2 食料及び生活必需品の調達準備
物資班 （産業振興課長）	産業振興課	1 食品・生活必需品の調達及び避難所等への供給に関すること。 2 物資の受付、仕分け及び配送の調整に関すること。 3 炊き出し等の協力に関すること。 4 農林業者・中小企業者の再建支援に関すること。 5 帰宅困難者、滞留旅客の避難及び帰宅等の支援に関すること。	
住宅班 （建設課長）	建設課	1 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 2 被災家屋の修理・住居障害物の除去及び応急仮設住宅の確保・建設・管理に関すること。	

教育部（部長：教育長）

班（班長）	担当	所掌事務	初動対応事務
避難班 （学校教育課長、社会教育課長）	学校教育課 社会教育課 会計課	1 避難所開設状況の把握・避難所情報の集約に関すること。	1 避難所の開設 2 避難者の状況把握
応急教育班 （学校教育課長、社会教育課長）	学校教育課 社会教育課	1 応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること。 2 文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。	

消防本部（部長：消防長）

担当	所掌事務	初動対応事務
消防総務課 消防署 消防団	1 消防災害対策本部の設置運営に関すること。 2 火災、救急、救助、水防活動及びその他消防活動に関すること。 3 消防の応援・受援に関すること。 4 危険物対策に関すること。 5 火災調査に関すること。	1 消防災害対策本部、消火、救急、救助、火災予防

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

各部局及び各班共通の事務

本部連絡員	1 部内の情報収集と集約に関する事。 2 部内への指令等の伝達に関する事。 3 部内の総合調整に関する事。 4 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 5 本部事務局との調整に関する事。 6 本部事務局（情報班）への報告に関する事。
各班共通	1 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録・保管に関する事。 2 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 3 所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関する事。 4 所掌事務に関係する帳簿（災害救助法事務等）の作成に関する事。 5 所掌事務に関する住民からの問合せ及び相談への対応に関する事（災害相談総合窓口への対応スタッフの派遣含む。）。 6 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 7 所管施設の被害調査、応急対策・復旧に関する事。 8 所管施設に災害対策拠点（避難所、救護所、福祉避難室、物資集積拠点及び臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関する事。 9 本部長の特命事項に関する事。 10 所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関する事。 11 避難が長期化した場合の避難所管理の協力（管理職員の派遣）に関する事。 12 所属部局内の他班業務への協力及び支援に関する事。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	
第3 災害報告	本部班、消防本部	
第4 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

1 通信手段

市は、次の手段を利用して通信を行う。

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）を活用し、関係機関との連絡を行う。
市防災行政無線	市役所（親局）から屋外拡声局（子局）への一斉放送により住民等に情報を伝達する。
携帯型 IP 無線機	市役所と支所・出張所、総合福祉センターふじみ、現場等との連絡を行う。
衛星携帯電話	市役所と支所・出張所との連絡を行う。
消防救急無線	上野原市消防本部・署、桐原出張所、秋山出張所に設置されている。
簡易型デジタル無線	消防団及び各分団事務局に設置されている。
アマチュア無線	市役所設置のアマチュア無線局と協定を締結したアマチュアクラブの無線局とで通信する。
県防災行政無線（地上回線、衛星回線）	音声、ファクシミリにより県、市町村及び防災関係機関と通信する。
県総合防災情報システム	市町村、県をネットワークで結び、リアルタイムで災害情報を共有する。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、市等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

2 通信手段が使用不能となった場合の措置

市は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

第2 情報の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

第2章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集伝達・広報

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に関係する機関に通報する。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

気象庁の発表する地震情報は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250mm四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本及び国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

(2) 地震情報の伝達

市は、住民等に必要な地震情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

3 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による市域の巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報
- (3) 支所、出張所等からの報告（各管内の住民からの通報）
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報

(6) ドローンによる道路被害状況の調査 等

第3 災害報告

1 災害発生時の報告

(1) 県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報について、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防庁への報告

市は、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、又は通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接、消防庁に報告する。

(3) 119番通報殺到時の報告

市（消防本部）は、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部等に通報が殺到したときには、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

市は、当該状況を覚知した場合、県に報告する。

2 災害報告

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行う。

第4 広報・広聴

1 広報

(1) 広報手段

市は、次の手段を用いて住民等に対し広報活動を行う。

- | |
|-----------------|
| ア 防災行政無線 |
| イ 防災行政うえのはらメール |
| ウ SNS（市公式LINE等） |
| エ 上野原市消防災害情報メール |
| オ 広報車 |
| カ 災害広報紙 |
| キ 避難所等での掲示 |

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ア 被害の状況 | イ 避難指示等に関する情報 |
| ウ 二次災害防止に関する情報 | エ ライフライン、交通に関する情報 |
| オ 被災者支援に関する情報 | |

2 報道機関への対応

(1) 広報の要請

市は、放送による広報が必要な場合、県を通じて、テレビ局、ラジオ局及び新聞社に広報を要請する。

(2) 報道発表

第2章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集伝達・広報

市は、市役所内に記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行う。発表内容は、本部員会議に諮り本部長の承認を得る。

発表者は、次のとおりである。

第1位	本部長	第2位	副本部長	第3位	本部事務局長
-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 報道機関への要請

市は、報道機関に対し、取材活動において避難者等のプライバシー等に配慮をするよう要請する。

なお、避難所等における被災者への取材は、避難所運営委員会等が許可した者とする。

第3節 広域応援体制

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 県・国・市町村への応援要請	本部班	
第2 自衛隊への災害派遣要請	本部班	自衛隊
第3 消防の応援要請	消防本部	
第4 ヘリコプターの出動要請	本部班	
第5 受援体制	本部班、調整班	

第1 国・県・市町村への応援要請

1 知事に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

2 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条

3 市町村への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、協定に基づき他の市町村に応援を要請する。

市が締結している協定先は、次のとおりである。

山梨県市長会、中越大震災ネットワークおぢや加入団体（杉並区ほか72市町村）、相模原市、狛江市、廃棄物と環境を考える協議会（北茨城市ほか65市町村）、小菅村、芦別市、高萩市、羽村市、小諸市、茅野市、瑞穂市、菊川市、枕崎市

第2 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請

（1）派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊への災害派遣の要請を要求する。要求にあたっては、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由	イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容	エ その他参考となるべき事項

(2) 部隊への直接通知

市長は、知事への派遣要請の要求ができない場合は、直接、防衛大臣、東部方面特科連隊等の長に被害の状況等を通知する。市長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 自衛隊の受入れ

(1) 受入場所等の指定

市は、次の場所を派遣部隊の受入場所等として指定する。

ア 東芝エレベータ（株）上野原事業所グラウンド
イ （学）帝京科学大学駐車場

(2) 連絡窓口の設定

市は、自衛隊との円滑、迅速な連絡がとれるよう災害対策本部の関係機関連絡室への連絡者の派遣を要請する。連絡担当は調整班とする。

(3) 他の機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、派遣部隊の長、警察、消防等と作業分担の調整を図る。

4 災害派遣の活動

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣部隊等の長及び知事との協議により、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認められたときは、知事に対して撤収要請を要求する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担する。内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 宿泊に必要な土地、建物の経費
- (3) 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- (5) その他疑義のあるときは、市と自衛隊とで協議する。

第3 消防の応援要請

1 消防相互応援による要請

市は、市の消防力に対処困難な場合、山梨県消防相互応援協定により県内各消防本部に応援を要請する。

2 緊急消防援助隊等の要請

市は、1で対応できないと判断したときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の3の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動、広域航空応援等の要請を行う。

応援の受入れにあたっては、緊急消防援助隊山梨県受援計画に基づいて応援隊受入拠点等、必要な準備を行う。

応援隊受入拠点は、次のとおりである。

- ア 東芝エレベータ（株）上野原事業所グラウンド
- イ （学）帝京科学大学駐車場

3 消防活動への支援要請

市は、消火用水確保のため、協定に基づき山梨県郡内生コンクリート工業協同組合にミキサー車による協力を要請する。

第4 ヘリコプターの出動要請

1 県防災ヘリコプター

(1) 県への要請

市は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県（消防防災航空隊）に対し出動を要請する。

なお、手続き等については、「山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル」による。

(2) 受入体制

市は、県に緊急運航を要請した場合、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 本部事務局への連絡窓口の設置 |
| イ | ヘリコプター離着陸場の確保及び安全対策 |
| ウ | 消火薬剤等の確保 |
| エ | その他必要な事項 |

2 その他機関のヘリコプター

市は、県、災害派遣部隊の長等を通じて、ヘリコプターによる輸送を要請する。

3 ヘリコプター離着陸場の開設及び運用

市は、ヘリコプターを要請した場合、施設管理者に連絡し、離着陸場を確保する。

なお、ヘリコプターの離着陸の運用については、自衛隊等に要請する。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| (1) ヒロ牧場 | (2) 秋山観光スポーツ広場 |
| (3) 秋山救急用ヘリポート | (4) 桂川新田地区近隣公園スポーツ広場 |
| (5) 桂川新田地区近隣公園多目的広場 | (6) 談合坂サービスエリア（上り） |
| (7) 沢松防災広場 | (8) 上野原中学校校庭 |
| (9) メイプルポイントゴルフクラブ管理棟ナセリ | |

第5 受援体制

1 受援の調整

(1) 受援の担当

応援の要請、応援側との調整、受入れ等の担当は、次のとおりである。

区分	担当
総合的な応援（国、県、協定自治体等）	本部班、調整班
専門的な応援（関係機関、団体等）	対策を担当する班
自衛隊	本部班
消防隊	消防本部

(2) 受援調整会議

市は、各部の代表者からなる受援調整会議を開催し、応援に関する部内調整、応援者の適正配置等を行う。

2 応援部隊との調整

市は、災害対策本部に関係機関連絡室を設置し、応援部隊の責任者等との調整を図る。

3 応援者への支援

応援者の宿泊場所、食料・資機材等については、原則として応援者側に確保を要請する。

市は、可能な範囲で応援者に車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第4節 消火・救助活動

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 消火活動	消防本部	上野原市消防団
第2 救助活動	消防本部	上野原市消防団

第1 消火活動

1 初期消火活動

住民、自主防災組織等は、地域での出火状況を確認し、可能な限り地域で協力して初期消火に努める。

2 消火活動

市は、消火活動を行う。延焼が拡大するおそれのある場合は、風下等の危険区域に対し避難を指示する。市の消防力に対応困難な場合は、協定等に基づく消防の応援を要請する。

消防団については、「大規模災害時における消防団及び団員の行動指針」に基づき活動する。

なお、消火活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 市街地火災の優先

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

(4) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(5) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

第2 救助活動

1 初期救助活動

住民、消防団、自主防災組織等は、地域で住民の安否を確認し、閉じ込め者がいる場合は、可能な限り地域で協力して救出活動を行う。

また、負傷者等の応急手当を行うとともに、必要に応じて医療救護所、医療機関への搬送に努める。

2 救助活動

市は、連携して救助活動を行う。クレーン等の重機が必要な場合、市災害対策本部を通じて、協定に基づき全建総連山梨県建設組合連合会上野原支部等の事業者に要請する。

また、市で対応困難な場合は、協定等に基づく消防の応援、警察及び自衛隊の応援を要請する。
なお、救助活動全体の指揮は、消防長がとる。

3 救急搬送

救急搬送は、管内の医療拠点への搬送とし、管外の医療機関への搬送は、応援部隊による搬送体制が確立後に行うものとする。ただし、救急事故がほぼ収束したときは消防災害対策本部の指示により出場する。

第5節 交通・緊急輸送

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 交通対策	復旧班	上野原警察署
第2 緊急輸送	庁舎・車両班、復旧班	上野原警察署

第1 交通対策

1 通行規制

県公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。

2 道路の被害状況の把握

市は、市内を巡回し、道路の被害状況を調査する。

通行できない箇所を把握した場合は、上野原警察署及び富士・東部建設事務所に連絡する。

3 道路の応急復旧

(1) 道路の応急復旧

道路管理者は、被害状況、優先順位等を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。

市は、市道の応急復旧について、上野原市建設業協力会に要請する。

(2) 放置車両の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、市道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

4 自動車の運行措置

災害発生時における自動車の運行措置は、次のとおりである。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、エンジンキーは付けたまま、ドアはロックしないこと。
- (5) 人の通行や緊急通行車両の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第2 緊急輸送

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

市は、市有車両について、緊急通行車両等事前届出証を県又は公安委員会（上野原警察署）に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

また、市の災害対策を行う関係機関、団体等は、災害対策の際に使用する車両について、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、同様の措置をとる。

2 緊急輸送路の確保

市内の緊急輸送路は、次のとおりである。

公安委員会、道路管理者は、第1のとおり、交通規制、道路の復旧等を行い、緊急輸送道路を確保する。

区分	道路種別	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速道路	中央自動車道	市内全線
	一般国道	国道20号	市内全線
第二次緊急輸送道路	主要地方道	上野原丹波山線	市内全線
		上野原あきる野線	国道20号交点～上野原丹波山線交点
		四日市場上野原線	市内全線

3 輸送車両等の確保

(1) 輸送車両の確保

市は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、（一社）山梨県トラック協会、バス会社、タクシー会社等に協力を要請する。

(2) 燃料の確保

市は、燃料供給事業者に燃料の供給を要請する。

第6節 災害警備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 警備体制		上野原警察署
第2 災害警備活動		上野原警察署

第1 警備体制

警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「山梨県警察災害警備計画」に基づき、本部長を長とする災害警備本部を設置して対応する。

第2 災害警備活動

1 警備活動

警察の警備活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 情報収集及び報告 | (2) 救出・救助活動 |
| (3) 避難誘導等 | (4) 身元確認等 |
| (5) 二次被害の防止 | (6) 社会秩序の維持 |
| (7) 緊急交通路の確保 | (8) 被災者への情報伝達活動 |
| (9) 報道対策 | (10) 情報システムに関する措置 |
| (11) 関係機関との相互連携 | (12) 自発的支援の受入れ |

2 災害復旧・復興

警察の災害復旧・復興時の活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 警察施設の復旧 | (2) 暴力団排除活動の徹底 |
| (3) 交通規制の実施 | |

第7節 避難対策

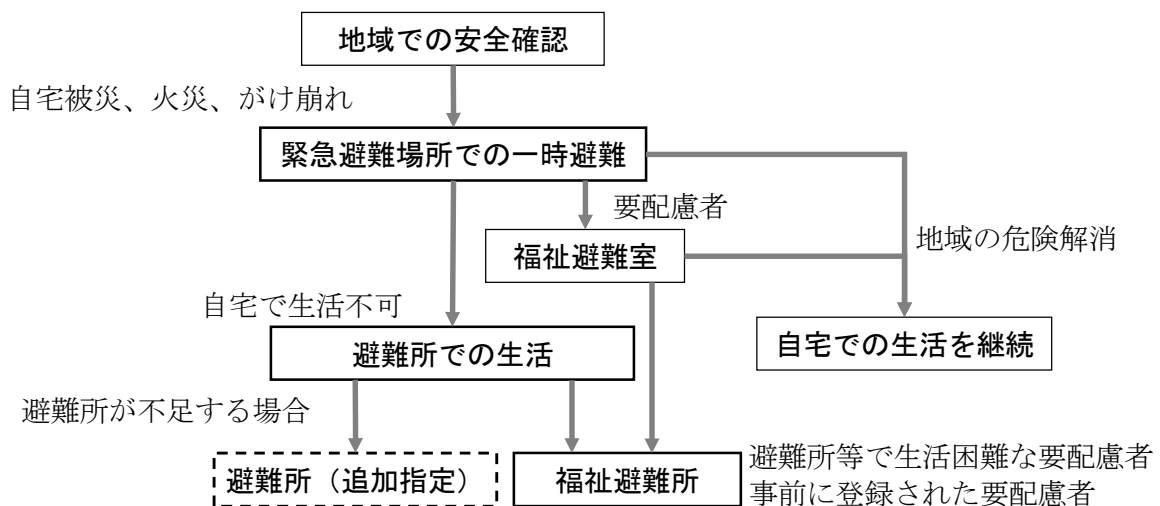
■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令等	本部班	
第3 緊急避難場所等の開設	避難班（避難所担当対策部）	
第4 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第5 在宅等の避難者への対応	避難班、被災者班	
第6 警戒区域の設定	本部班	
第7 広域一時滞在	本部班	
第8 帰宅困難者対策	物資班	東日本旅客鉄道（株）
第9 防犯対策	被災者班	

第1 避難の基本方針

地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。

- （1）地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。
- （2）自宅の被災、延焼火災、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により緊急避難場所に避難する。
- （3）地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性確保）で生活する。
- （4）自宅が被災し居住できない場合は、避難所で生活する。
- （5）要配慮者は、避難場所等の福祉避難室、福祉避難所で生活する。



〈避難の基本方針〉

第2 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示を発令する。

第2章 災害応急対策計画
第7節 避難対策

(1) 避難指示等の発令権者

避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

ア	火災が発生し、延焼の危険性があるとき。
イ	余震により、建物及び塀の倒壊のおそれがあるとき。
ウ	危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。
エ	がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象の住民等に伝達する。

ア	防災行政無線
イ	防災行政うえのはらメール
ウ	SNS（市公式LINE等）
エ	広報車による呼びかけ
オ	消防団による呼びかけ
カ	Lアラートによるテレビ、ラジオ
キ	支援者による避難行動要支援者への個別の呼びかけ

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア	避難対象地域	イ	避難先
ウ	避難指示等の理由	エ	その他必要な事項

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、自治会等を主体に住民で行うこととする。

第3 緊急避難場所等の開設

1 緊急避難場所の開設

市は、一時的に避難する住民等のため、緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。勤務時間内は、施設管理者が対応する。

2 避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。発災直後に避難所を開設する場合は、原則として、住民の自治による開設・運営を基本とする。市は、発災後、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。また、市は、情報統括及び必要なニーズに対する支援（物資調達等）を行う。

第4 避難所の運営

1 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所の運営は、自主防災組織、自治会等の組織を母体とした避難者自らの運営を基本とする。市は、避難所開設当初に職員を配置し、避難所運営委員会の立ち上げを支援する。避難所運営委員会の主な役割は、次のとおりである。

- | |
|--------------------------|
| ア 運営委員会の調整、外部との窓口 |
| イ 避難者の名簿整理、入退所者の管理 |
| ウ 情報の収集と発信 |
| エ 施設の安全確認、防火、防犯対策 |
| オ 食料配給、炊き出し、物資の調達 |
| カ 健康状態の確認・生活衛生環境の管理 |
| キ 要配慮者への対応 |
| ク 派遣された災害ボランティアの受入れ・管理 等 |

(2) 避難所運営の留意事項

運営にあたっては、女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い、要配慮者への配慮等、様々な意見を反映できるよう配慮する。

(3) 外部支援者等との連携

市は、避難所運営に専門性を有したボランティア等の外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

2 生活環境の整備

(1) スペースの確保

市は、施設管理者及び避難所運営委員会と協力して、次のスペースを確保する。

- | | |
|----------------|--------------|
| ア 医療救護所 | イ 福祉避難室 |
| ウ 妊産婦、母子等のスペース | エ 男女別更衣室・物干場 |
| オ 授乳室 | カ 談話室 |
| キ 児童・生徒の学習場所 | ク ペットの飼養場所 等 |

(2) 設備等の整備

市は、避難所に次の設備及び備品を整備する。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 入浴施設	カ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）
キ テレビ・ラジオ・パソコン	ク 掲示板 等

(3) 生活の支援

市は、避難者に対し、次の生活支援を行う。内容は、当該の節を参照のこと。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 生活必需品の供給
エ 健康管理	オ 情報提供 等	

(4) 避難所の防犯対策

市は、避難所の防犯のため、避難者への注意喚起を行う。

また、必要に応じ警察官の配置又は巡回を要請する。

(5) ペット同行避難への対応

同行避難したペットは、ペットの所有者がケージ、餌等を持参し、自己責任で飼養することとする。

3 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

(1) 避難所の確保

指定避難所以外の施設を確保し、可能な限り多くの避難所を開設する。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、自宅ガレージ、テント等での避難を検討するよう周知する。

(3) 自宅療養者の避難

自宅療養等を行っている避難者については、富士・東部保健所と情報共有を行った上、避難が必要な方は専用の避難所への受入れ又は専用施設等への避難誘導を行う。

(4) 避難所での専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(5) 健康状態の確認

避難受入時には、検温、問診等を行い、感染の疑いがある者及び濃厚接触者を判別し、富士・東部保健所に連絡する。

感染が判明した場合は、感染者及び濃厚接触者を隔離するとともに、医療機関等への移送等の措置を富士・東部保健所に要請する。

(6) 衛生環境の確保

避難者及び避難所運営スタッフは、手洗いの実施、マスクの着用等に留意する。

また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒等に努める。

4 多様な避難所の確保

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館、ホテル等を避難所として確保する。

第5 在宅等の避難者への対応

1 所在の把握

市は、在宅及び自宅周辺での避難、車中泊、テント泊等、避難所に滞在することができない被災者の所在を自主防災組織、自治会等の情報から把握する。

また、親戚、知人宅等に避難している被災者に対し、被災者自らが所在を市に知らせるようホームページ等で周知する。

2 生活支援

市は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS 等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

第6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

第7 広域一時滞在

市は、市内の避難所での受入れが困難となった場合、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村と直接協議する。

他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者への対応

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

東日本旅客鉄道（株）は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

2 一時滞在施設の開設及び支援

市は、事業者、管理者等から要請された場合、一時滞在施設を提供する。一時滞在施設までの誘導は、当該事業者、管理者等が行う。

また、市は、必要に応じて、帰宅に関連する情報、可能な範囲で飲料水等を提供する。

一時滞在施設の開設予定場所は、次のとおりである。

旧島田中学校

第9 防犯対策

市は、上野原警察署と連携して、避難所及び避難で無人となった地域の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

また、消防団、自主防災組織等と連携して、防犯灯、街灯等の被災を把握するとともに、巡回等の防犯対策を行う。

第8節 医療対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 応急医療救護	医療保健班	
第2 特殊医療	医療保健班	
第3 被災者の健康管理	医療保健班	
第4 防疫	生活班、医療保健班	富士・東部保健所
第5 動物対策	生活班	

第1 応急医療救護

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護本部の設置

市は、市役所等に医療救護本部を設置し、上野原市立病院と連携して医療救護活動の全体を調整する。

また、EMIS等を活用して医療情報を収集する。

(2) 医療救護所の設置

市は、傷病者が多数発生した場合、超急性期（発災72時間以内）の傷病者のトリアージ、処置及び搬送を行うため、北都留医師会上野原地区との協定に基づき、医師の協力を得て医療救護所を設置する。設置予定場所は、次のとおりである。

第1順位：上野原市立病院駐車場

第2順位：西原診療所、秋山診療所、出張所、小中学校等（被災現場の近傍）

(3) 医療救護班の派遣

市は、北都留医師会及び上野原市歯科医師会に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。

また、県に医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

医療救護班及び歯科医療救護班の業務は、次のとおりである。

医療救護班	ア 傷病者の応急処置
	イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
	ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
	エ 助産救護
	オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
歯科医療救護班	ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
	イ 軽症患者や転送困難な患者等の治療
	ウ 検視・検案に際しての協力

2 医療救護活動

医療救護活動は、次のとおり行う。

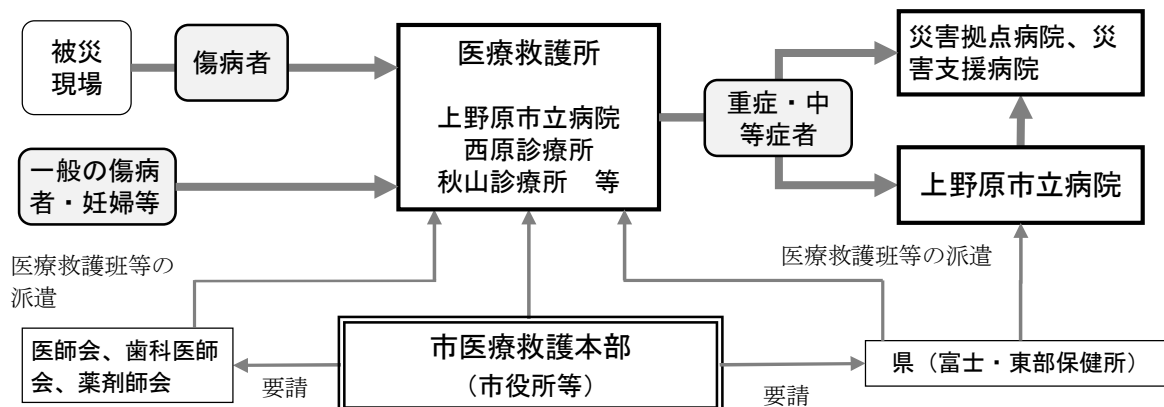
(1) 被災による傷病者への対応

医療救護所でトリアージを行い、重症者を優先的に上野原市立病院に収容する。上野原市立病院で対応できない場合は、医療救護本部で対応を決定する。

軽症者は医療救護所で応急手当を行う。

(2) 一般の傷病者（急病者）への対応

一般の診療所等の機能が低下し、受診が不可能な傷病者、妊婦等は、医療救護所で対応する。



区分		医療機関名
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院
	富士・東部地域	富士吉田市立病院、大月市立中央病院、都留市立病院
災害支援病院・民間病院等	基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院、山梨赤十字病院
	富士・東部地域	上野原市立病院、回生堂病院、三生会病院、ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院

3 傷病者の搬送

被災現場から医療救護所までの搬送は、救出した機関、地域住民等が行う。

管外の医療機関への搬送は、応援部隊による搬送体制が確立後に、救急車、消防防災ヘリコプター、山梨県ドクターヘリコプターで行う。

4 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、医療機関及び調剤薬局に保管されたものを使用する。

不足する場合、市は、富士・東部保健所に要請する。

第2 特殊医療

市は、人工透析患者、助産を必要とする者、障がい者、難病患者等への対応に関する医療情報を、上野原市立病院、富士・東部保健所等から収集し、住民に周知する。

特に、市内の医療機関で対応できない患者については、富士・東部保健所と連携して、対応可能な医療機関への収容を行う。

第3 被災者の健康管理

1 救護所の設置

市は、被災者の健康管理を行うため、主要な避難所に医療救護所を設置する。

2 医療救護班等の編成

市は、北都留医師会等に要請し、医療救護班、歯科医療救護班等の巡回医療チームを編成する。

また、避難所の保健衛生に関する調査、指導等のため、市の保健師及び応援の保健師等で巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成する。

3 地域保健対策

市は、医療救護班等の巡回スケジュールを立案し、次のとおり避難所で保健対策を行う。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 感染症対策 | (2) 慢性疾患対策 |
| (3) 認知症高齢者対策 | (4) 寝たきり高齢者防止対策 |
| (5) 巡回リハビリ | (6) 検診体制、その他の体制整備 |
| (7) 口腔ケア | |

4 精神保健医療対策

市は、富士・東部保健所に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、精神ケアに関する避難所での巡回、相談窓口等での相談業務、症状悪化・急性反応への対応、移動困難な在宅患者への訪問等の支援を得て、精神保健医療を行う。

第4 防疫

1 市の防疫組織

市は、災害対策本部内に災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、富士・東部保健所の指導のもと、防疫対策の企画、推進にあたる。

2 防疫活動

市は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫活動を行う。

(1) 防疫調査

市は、保健師とともに北都留医師会の協力を得て班編成を行い、避難所等で防疫調査を行う。

(2) 健康診断

防疫調査の結果、感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第17条により知事の指示に従って健康診断を行わせる。

(3) 患者等に対する措置

市は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従っ

て、法第19条又は法第26条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関等に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させる措置を行う。

(4) 避難場所等の防疫措置

避難場所を開設したときは、必要に応じて、富士・東部保健所の指導のもと、避難場所における防疫の徹底を図る。

市は、地域住民に対して飲食物の衛生管理及び感染症に関する事項について正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線等の広報、広報車による巡回放送、パンフレット等の配布を行う。

(5) 感染症予防業務の実施方法

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、法に基づき、知事の指示に従って、次の措置を速やかに実施する。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する措置 |
| イ | ねずみ族、昆虫等の駆除に関する措置 |
| ウ | 物件の消毒に関する措置 |
| エ | 生活の用に供される水の供給に関する措置 |
| オ | 臨時予防接種に関する措置（市長をして実施させることが適当な場合に限る。） |

(6) 予防接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に従って、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第6条の臨時の予防接種を実施する。

3 防疫資機材及び薬剤の確保

市は、市保有の防疫用機器、市備蓄の防疫用薬剤を使用する。

防疫用資機材等が不足する場合は、事業者から調達する。

ただし、必要な防疫用資機材等が確保できない場合には、県に斡旋を要請する。

第5 動物対策

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととする。

市は、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する。ペットは必ずケージに入れるか、リード等により繋ぎとめて飼育するよう指導する。

市は、県、県獣医師会、各種関係団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し支援する。

- | |
|-------------------------|
| (1) 避難所における飼育動物の適正管理 |
| (2) 飼料等の調達及び配布 |
| (3) 動物に関する相談の実施 |
| (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 |
| (5) 動物収容施設の確保 等 |

第9節 飲料水・物資等の確保

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 給水	生活班	東部地域広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班	
第3 生活必需物資の供給	物資班	
第4 救援物資の受入れ	物資班	
第5 燃料の確保	庁舎・車両班	

第1 給水

1 給水の準備

(1) 需要の把握

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水計画を作成するため断水地域、断水人口等、需要の把握を行う。

(2) 給水資器材等の確保

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。

市で確保が困難な場合は、自衛隊のほか、県を通じて他の水道事業体に要請する。

(3) 給水計画の作成

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水ポイント、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成する。給水量は、当初1人1日3リットルを目安とする。

2 給水活動

市は、次の方法を給水活動を行う。

(1) 備蓄の利用

災害発生直後は、耐震性貯水槽の飲料水及び住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 給水車による給水

浄水施設及び配水施設において給水車へ注水し、避難所、断水地区の公園等に設定した給水ポイントで、給水車から住民が持参した容器に給水する。

(3) 優先給水

上野原市立病院及び医療救護所、社会福祉施設に対し、優先して給水を行う。

(4) 応援協定に基づく調達

市は、協定に基づき、協定締結市、企業等から飲料水を調達する。

第2 食料の供給

1 供給量の把握

市は、避難者数、在宅、自宅周辺及び車中・テント泊の被災者数、ライフラインの支障状況、応急対策活動従事者数等を基に供給量を把握する。その際、ミルクを必要とする乳児数等につい

ても把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 市備蓄の配布

市は、家庭内備蓄を補完するために、被災者に市の備蓄を供給する。

3 食料の確保

市は、次の方法で食料を確保する。その際には、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

- (1) パン、缶詰、弁当等の供給を協定先の事業者等に要請する。
- (2) 自治体、企業、団体等からの救援物資を受け入れ、活用する。
- (3) 県に供給を要請する。
- (4) 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出し、物資供給を要請する。

なお、炊飯用の米穀が不足する場合は、必要な数量を知事に通知し、農林水産省政策統括官を通じ受託事業体から引き渡しを受ける。

4 食料の搬送

市は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、市の指定した場所（避難所）まで搬送するように要請する。

県を通じて確保した救援物資は、物資集積拠点に受け入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 食料の配布

市の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所運営委員会等が避難者に配布する。配布にあたっては、在宅、テント、車中泊等をしている被災者にも、避難所で供給する。

6 炊き出し支援

避難所等における炊き出しは、避難者の自主的な活動とする。

市は、避難者等から炊き出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材の確保に努める。

第3 生活必需物資の供給

市は、避難生活に必要な生活必需物資を確保し供給する。
確保及び供給方法は、食料と同様とする。

第4 救援物資の受入れ

1 物資集積拠点の開設

市は、救援物資を受け入れる必要がある場合は、協定に基づき物流事業者に物資の受入れ、仕分、避難所への配送を委託する。物資集積拠点の開設場所は、次のとおりである。

富岳通運（株）上野原営業所内

なお、少量の物資を受け入れる場合は、市役所、支所等の公共施設を活用する。

2 物資の募集と受入れ

市は、物資が不足する場合、全国に救援物資を要請する。

なお、物資の受入れについては、次の方針で受け入れる。

- (1) 個人等からの小口の物資は、受入れの対象外とする。
- (2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。
- (3) 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

第5 燃料の確保

市は、公用車、応援車両、防災拠点等に必要な燃料を優先的に給油できるよう、市内ガソリンスタンド等に要請する。

また、緊急用燃料としてLPガス等の供給が必要な場合は、協定に基づき、山梨県エルピーガス協会上野原地区へ要請する。

第10節 要配慮者の支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 在宅要配慮者の把握	要配慮者支援班	
第2 要配慮者への支援	要配慮者支援班、避難班	
第3 要配慮者利用施設等の対策	要配慮者支援班	要配慮者利用施設等の管理者等

第1 在宅要配慮者の把握

1 避難行動要支援者の安否確認

避難支援等関係者は、自身・家族の安全を確保した上で、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、必要に応じて緊急避難場所への避難支援を行う。

安否が確認できない場合は、市災害対策本部又は地区連絡本部（支所・出張所）にその旨を連絡する。

2 要配慮者の調査

市は、安否が確認できない避難行動要支援者等を把握するため、区長、民生委員及び消防団と連携し、被害地域及び当該地域の避難所を巡回し調査する。

第2 要配慮者への支援

1 福祉避難室

市は、避難場所及び避難所に福祉避難室を開設し、一般のスペースで生活が困難な要配慮者の専用スペースとする。

2 福祉避難所

市は、避難所等を開設する福祉避難室での生活が困難な要配慮者がいる場合や個別避難計画等に基づく開設が必要な場合は、指定施設や協定に基づく社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難所で生活が困難な要配慮者を移送する。福祉避難所が不足する場合は、社会福祉施設への一時入所を要請する。

福祉避難所では、社会福祉施設、社会福祉協議会等と連携して、必要な資機材の確保、介護支援等を行う。

なお、福祉避難所の開設予定箇所は、次のとおりである。

施設名	所在地
上野原市総合福祉センターふじみ	上野原市上野原3163
社会福祉法人 にんじんの会 にんじんホーム・上野原	上野原市上野原522
上野原市羽置の里びりゅう館	上野原市西原6931
上野原市新湯治場秋山温泉	上野原市秋山2210
社会福祉法人 緑水会 紡木長屋	上野原市大野2367-1
社会福祉法人 平成福祉会 フェリーチェ上野原	上野原市大櫓611

3 在宅の要配慮者の支援

市は、在宅要配慮者の調査に基づき、社会福祉協議会、福祉サービス事業者と連携して、福祉避難所への移送、介護サービス、メンタルケア等の支援を行う。

第3 要配慮者利用施設等の対策

1 安全確保

要配慮者利用施設等の管理者等は、避難確保計画に基づき、安全確認、避難等を行う。

2 避難活動

市は、要配慮者利用施設の管理者等から入所者の移送等の支援要請があった場合、関係機関等と連携して支援する。

第11節 災害廃棄物対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害廃棄物対策	生活班	
第2 し尿対策	生活班	
第3 建物の解体撤去	生活班、住宅班	

第1 災害廃棄物対策

1 処理計画の検討

市は、山梨県災害廃棄物処理計画を参考に、発生量を推計し、災害廃棄物処理計画を作成する。処理にあたっては、撤去段階からの分別と再資源化を図り、最終処分量の削減等に努める。なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

2 仮置場の設置

市は、災害廃棄物を選別し中間処理を行うために仮置場を設置する。
また、被災者が搬入し分別できるよう、適切な運営・管理を行う。

3 災害廃棄物の処理

市は、仮置場で選別、処理した災害廃棄物を処理施設に搬入する。
市での処理が困難なときは、県等に支援を要請する。

4 生活ごみ、避難所ごみの処理

市は、生活ごみ及び避難所ごみを通常のごみ収集と同様に収集し処理する。

第2 し尿対策

1 仮設トイレ

(1) 仮設トイレの設置

市は、断水した避難所及び断水地域の公園等に市備蓄の仮設トイレを設置する。仮設トイレが不足する場合は、県及び事業者に確保と設置を要請する。

なお、設置にあたっては、要配慮者、女性の利用等を考慮した設備、設置場所となるよう配慮する。

(2) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理は、避難所運営委員会、自主防災組織、自治会等、トイレの利用者が行う。

市は、必要な備品、消毒剤等を確保する。

2 し尿の収集及び処理

市は、許可業者にし尿の収集及び運搬の協力を要請する。その際に、許可業者と収集分担区域、ルート等を協議する。

収集したし尿は、上野原市クリーンセンターし尿処理施設で処理する。

第3 建物の解体撤去

損壊家屋等の撤去・解体は、所有者が行うことを基本とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、市が公費解体の必要があると判断した場合、市が被災者の申請を受付け、解体事業者との契約・発注、解体状況の確認、事業者への費用支払い等の手続を実施する。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう周知する。

第12節 遺体の処置・埋葬対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 行方不明者の搜索	消防本部、消防団	
第2 遺体の処置	被災者班	上野原警察署
第3 遺体の埋葬	被災者班	

第1 行方不明者の搜索

市は、家族、自主防災組織等からの情報等に基づき、行方不明者の情報を把握する。行方不明者の情報は、上野原警察署と情報を共有する。

市は、消防団、上野原警察署及び自衛隊に行方不明者の搜索を要請する。

第2 遺体の処置

1 遺体安置所の設置

(1) 遺体安置所の設置

市は、多数の遺体収容が見込まれる場合、公共施設等に遺体安置所を設置する。
遺体安置所の候補地は、次のとおりである。

- | |
|------------------------------------|
| ア 上野原市葬斎場
イ 廃校となった小・中学校・幼稚園・保育所 |
|------------------------------------|

(2) 資機材の確保

市は、遺体の安置・処理に必要な棺、ドライアイス、ビニールシート等の資機材の確保を葬祭事業者に要請する。併せて、納棺等の遺体の扱いについても要請する。

2 遺体の搬送

上野原警察署は、遺体発見現場から遺体安置所までの搬送を行う。

3 遺体の検視、検案

(1) 遺体の検視

上野原警察署は、遺体の検視・調査を行う。

(2) 遺体の検案

市は、遺体の検案を法医学専門医、警察協力医、救護班等に要請する。検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置及び検案書の作成等とする。

市は、検案が終了した遺体を安置し、家族に引き渡す。

(3) 身元確認

市は、上野原警察署、山梨県歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行う。
また、遺体安置所等で家族等の問い合わせに対応する。

第3 遺体の埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の火葬は、通常の手続きにより家族が行うことを原則とする。

ただし、上野原市葬斎場での火葬又は遺体の引き取り後の搬送が困難な場合は、県及び周辺市の火葬場及び搬送手段を確保する等の支援を行う。

また、引き取りのない遺体は、市が火葬を行い、遺骨等を保管する。

2 広域火葬の要請

市は、上野原市葬斎場の能力だけでは、火葬が不可能な場合又は葬斎場が被災した場合、県に広域火葬を要請する。

第13節 被災者生活支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 応急危険度判定	住宅班	
第2 住家の被害調査・罹災証明の交付	調査班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の供与	住宅班	県
第5 障害物の除去	住宅班	
第6 災害弔慰金等の支給	資金班、要配慮者支援班	県、上野原市社会福祉協議会
第7 住民相談	被災者班、要配慮者支援班	
第8 被災者台帳の作成	被災者班	

第1 応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災建築物危険度判定実施本部を設置し、(一社)山梨県建築士会等に危険度判定士、資機材等の応援を要請する。

市で確保が困難な場合は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

(2) 判定調査

判定士は、被災建築物の被害状況を調査し、結果を「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにて建築物の出入口等の見やすい場所に表示する。

2 被災宅地の危険度判定

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

市で危険度判定士、資機材の確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

判定士は、宅地の危険度判定を実施し、結果を「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示する。

(3) 避難対策

市は、降雨等により宅地の変状が拡大するおそれのある場合、避難指示、立入禁止等の適切な措置をとる。

第2 住家の被害調査・罹災証明の交付

1 住家の被害認定調査

市は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

調査員は、山梨県土地家屋調査士会及び（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協定に基づき確保する。不足する場合は、県を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 罹災証明書の発行

市は、罹災証明書の台帳を作成し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を発行する。
発行場所は、市役所、秋山支所等とする。

第3 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理を行う。

1 対象者の選定

市は、窓口等で被災者の申請に基づき、次の要件を確認し対象者を選定する。

- | |
|--|
| (1) 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）
(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊） |
|--|

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

また、応急処理の期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

市は、全建総連山梨県建設組合連合会上野原支部との協定に基づき、事業者との請負契約を締結して修理を行う。

第4 応急仮設住宅の供与

県は、災害救助法が適用された場合、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅等を供給する。

1 需要の把握

市は、避難者数、住家の被害状況、避難者の意向等を把握し、公営住宅等の空き住戸活用の検討後、借上げ型応急仮設住宅による必要戸数と建設型応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。

2 公営住宅

市は、市営住宅、近隣市町村の県営住宅の入居可能戸数の確認を行い、空き住戸の利用を検討する。

3 借上げ型応急住宅

市は、公営住宅等の空き住戸のみで必要戸数に満たない場合、県へ借り上げ可能な民間賃貸住宅戸数等を確認し、提供する。

4 建設型応急住宅

(1) 用地の確保

市は、災害発生時において迅速に建設型応急住宅を供給するために、建設用地を確保する。不足する場合は、その他の公用地の選定、私有地を借用して確保する。
建設予定地は、次のとおりである。

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
旧大目小学校グラウンド	大野 4013	2,873	23
旧沢松小学校グラウンド	八ツ沢 61-2	1,766	16
旧桐原小学校グラウンド	桐原 7234	5,054	38
旧西原小学校グラウンド	西原 6996	5,664	49
旧桜井小学校グラウンド	秋山 3325	4,995	35
旧浜沢小学校グラウンド	秋山 11862	1,488	12
旧平和中学校グラウンド	野田尻 808	6,261	53
旧桐原中学校グラウンド	桐原 6443	4,432	30
秋山観光スポーツ広場	秋山 12057	12,331	78

(2) 建設

市は、公営住宅等の空き住戸、賃貸型応急住宅で必要戸数に満たない場合、確保されている建設用地の現地確認を行い、用地を選定し、県と協議の上、建設戸数及び建設地の選定を行う。

概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。

5 入居者の選定

市は、応急仮設住宅への入居者の募集及び選考について、県と協力して行う。この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。

入居者対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
- (例) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等で、住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者

第5 障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う

1 対象者の選定

市は、次の全ての条件に該当する者を対象者とする。市は、窓口等で被災者の申請に基づき、要件を確認し対象者を選定する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 住家の被害程度が半焼、半壊又は床上浸水と認定された者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

2 障害物の除去の実施

市は、上野原市建設業協定会等との協定に基づき、事業者との請負契約を締結して障害物の除去を行う。

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金・災害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害援護資金等

市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

上野原市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金を低所得者層を対象に貸し付ける。

(3) 被災者生活再建支援金

市及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(4) 山梨県小災害内規による給与

県は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、生活必需品の給与及び見舞金等の支給を行う。

また、山梨県小災害内規を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

2 義援金の募集・受付・配分

義援金の募集等は、県、市町村、日本赤十字社山梨県支部、共同募金会、報道機関その他で協議会を構成し、被害の程度等に応じて方法等を協議し行う。

市は、その方法に応じて、募集、受付及び配分を行う。

3 租税等の徴収猶予

市、県及び国は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

第7 住民相談

市は、市役所、秋山支所及び上野原市総合福祉センターふじみに災害相談窓口を設置し、被災者支援についての相談、申請受付等、各種相談を行う。

また、必要に応じて、災害相談窓口をその他の出張所、公共施設等に設置する。

第8 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所又は居所(5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況(6) 援護の実施の状況(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(8) 電話番号その他の連絡先(9) 世帯の構成(10) 罹災証明の交付の状況(11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時(13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）(14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

2 被災者情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第14節 応急教育

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 児童・生徒等の安全確保	保育班、応急教育班	
第2 社会教育施設の安全確保	応急教育班	
第3 応急教育	応急教育班	
第4 応急保育	保育班	
第5 文化財の応急対策	応急教育班	

第1 児童・生徒等の安全確保

1 地震発生時の対策

学校等は、児童・生徒等の安全、施設等の被害状況等を確認する。

施設の被害及び延焼火災が発生した場合は、児童・生徒等の避難誘導及び救護、初期消火、救助等を行う。

市は、学校等からの連絡に基づき状況を把握する。

2 児童・生徒等の引渡し

児童・生徒等は、学校等において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、帰宅が困難である児童・生徒等は、学校において保護する。

第2 社会教育施設の安全確保

社会教育施設の管理者等は、地震が発生した場合、利用者の安全を確認し、応急手当、避難等を行う。施設は閉館とするが、道路、交通機関等が不通の場合は、施設での滞留を促す。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

市教育委員会は、教育を早期に再開するため、施設の点検、応急復旧等の措置を講ずる。

また、復旧状況に応じて、授業形態、給食の再開等を弾力的に運用する。

2 教科書・学用品等の給付

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

3 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

そのため、市は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第4 応急保育

市は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう各保育所等に要請する。

第5 文化財の応急対策

市は、指定・登録文化財について、文化財管理者等から被害情報を収集し、県に報告する。

市文化財については、施設及び収蔵品の被害状況を確認する。

また、被害の程度により必要な応急措置を講じて本格的な復旧に備える。

第15節 災害ボランティア支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害ボランティアの受入体制	要配慮者支援班	上野原市社会福祉協議会
第2 災害ボランティア活動	要配慮者支援班	上野原市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入体制

1 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生したときには、上野原市社会福祉協議会は、市と連携して速やかに総合福祉センターふじみへ上野原市災害ボランティアセンター（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設置する。

また、市は、被災地の近くにボランティア活動の拠点を設置できるよう公共施設やその他の用地の確保に向けて支援する。

2 災害ボランティアセンターの運営

上野原市社会福祉協議会は、次の活動を行う。

なお、運営にあたっては、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、災害ボランティアセンター自らが決定する。

- (1) 被災住民のニーズの把握
- (2) 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握
- (3) ボランティアニーズの募集、受付、登録
- (4) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (5) ボランティア活動用資機材の確保、活動資金の調達
- (6) ボランティア連絡会議の開催
- (7) ボランティアコーディネーターとの連絡調整
- (8) 市、県災害ボランティア本部との連絡調整
- (9) その他ボランティア活動について必要な活動

3 災害ボランティアセンターの運営費用

災害救助法が適用された場合は、災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務に係る経費（人件費・旅費）の一部を国庫負担の対象とすることができる。

第2 災害ボランティア活動

1 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動は、次のとおりである。

<一般ボランティアの活動分野>

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助

- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障害者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

＜専門ボランティアの活動分野＞

- (1) 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- (2) 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- (3) 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- (4) 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- (5) 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- (6) 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- (7) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

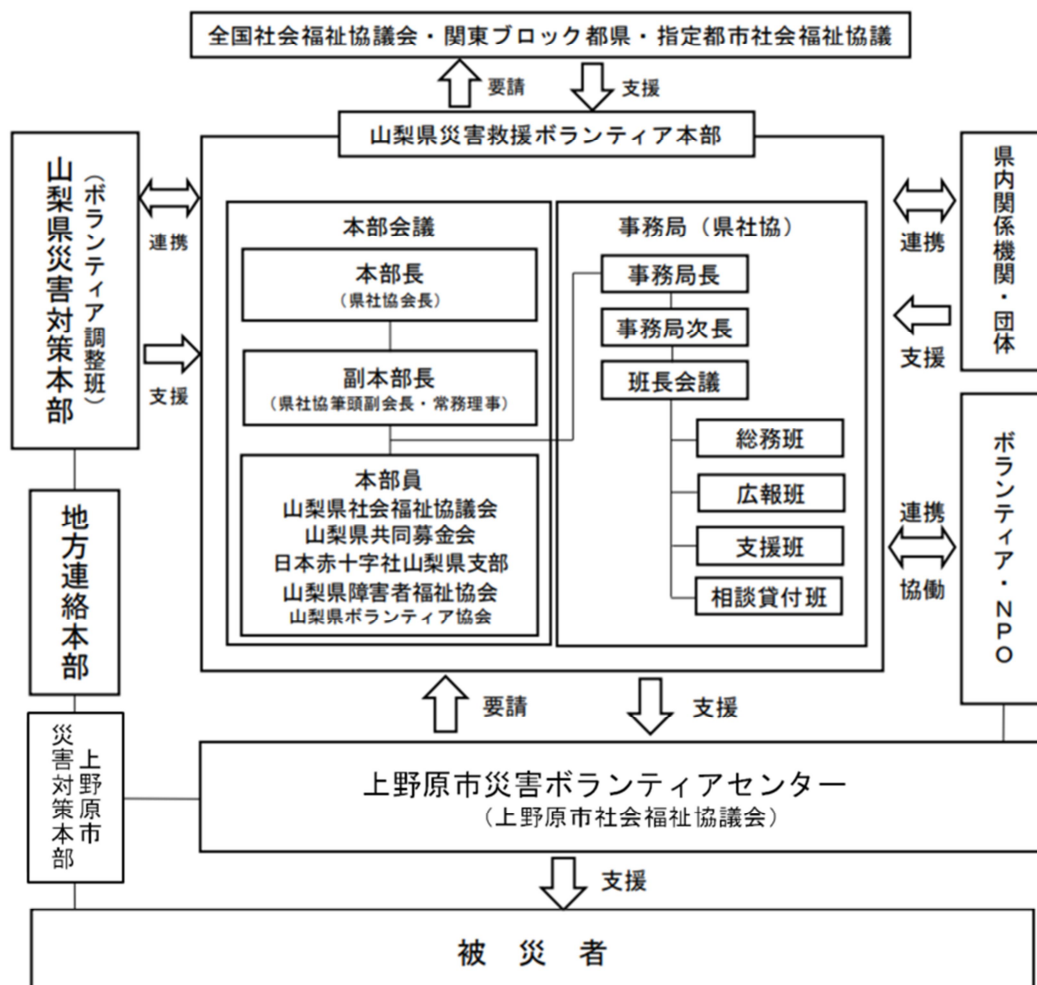
2 市との連携

市は、上野原市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的な協議や情報共有を行い、被災者ニーズの把握、活動の調整、必要な支援を行う。

特に、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、市の活動との連携を要請する。

また、被災地入りしているNPO等のボランティア等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第16節 生活関連事業等の応急対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 水道施設対策	生活班	東部地域広域水道企業団
第2 下水道施設対策	復旧班	
第3 電力事業施設対策		東京電力パワーグリッド(株)
第4 電気通信事業施設対策		東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ
第5 ガス小売事業安全対策		日本瓦斯(株)
第6 液化石油ガス施設応急対策		(一社)山梨県LPガス協会
第7 鉄道施設応急対策		東日本旅客鉄道(株)

第1 水道施設対策

1 施設の復旧

市及び東部地域広域水道企業団は、次のように施設の復旧を行う。

(1) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

(2) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等、順次復旧する。

(3) 仮設配水管の設置

状況により仮設配水管、応急給水栓を設置する。

(4) 応援要請

応急復旧要員を確保できない場合は、他水道事業体、日本水道協会（山梨県支部）等へ応援派遣を要請する。

また、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、指定給水装置工事事業者、その他の工事事業者等へ協力を要請する。

2 広報

市及び東部地域広域水道企業団は、給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市を通じて断水地域、復旧状況等を周知する。

第2 下水道施設対策

1 施設の復旧

市は、次のとおり施設の復旧を行う。

(1) 応急処置計画の策定

被害状況の調査・把握等を行い、次の事項等を基準として応急処置計画を策定するとともに、上野原市下水道事業事業継続計画で定めた災害対応を実行し、関係機関と連携・協力して下水道施設の機能の早期回復に努める。

ア 応急処置の緊急度及び工法	イ 処置資材及び作業員の確保
ウ 設計及び監督技術者の確保	エ 復旧財源の措置

(2) 応援要請

市のみで応急復旧要員を確保できない場合は、他市町村、県（日本下水道協会への応援含む。）等へ下水道担当職員の応援派遣を要請する。

また、応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

2 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電力事業施設対策

東京電力パワーグリッド（株）は、速やかに被災状況の把握、電力供給の維持及び停電の解消等を図る。

なお、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

第4 電気通信事業施設対策

東日本電信電話（株）及び（株）NTTドコモは、災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

なお、災害時には次の応急対策を行う。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 被災地特設公衆電話の設置 | (2) 携帯電話の貸出し |
| (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供 | |

第5 ガス小売事業安全対策

日本瓦斯（株）は、一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

また、安全点検、応急復旧工事、避難所等への燃料の供給を行う。

第6 液化石油ガス施設応急対策

販売事業者は、（一社）山梨県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する

第7 鉄道施設応急対策

東日本旅客鉄道（株）は、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

第17節 災害救助法の適用事務

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害救助法の適用	調整班	
第2 救助の実施	各班	

第1 災害救助法の適用

1 適用基準

市の災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市内で住家が滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。

(2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市内の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

(3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達したとき。

(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{※1}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※2}に該当したとき。

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 適用手続き

市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第2 救助の実施

1 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、知事が行う。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

この場合、知事は事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

2 救助の種類

災害救助法による救助は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、山梨県災害救助法施行細則に定めてある。

第3章 南海トラフ地震対策

第1節 基本方針

第1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートの境界を震源とする大規模地震である。

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

このため、本章を南海トラフ地震防災対策推進計画と位置付け、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、東海地震は、南海トラフ地震の一つに位置付けられる。

第2 基本方針

南海トラフ地震の想定震度は、山梨県地震被害想定調査結果により震度5強程度となっている。

このため、災害予防計画及び災害応急対策計画は、第1章から第2章に準拠するものとし、気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合は、国の定めるガイドライン等に準拠して対策を行うことを基本とする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 南海トラフ地震関連情報		甲府地方気象台
第2 情報の流れ		

第1 南海トラフ地震関連情報

1 南海トラフ地震関連情報

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、次のキーワードが付記される。

市は、この情報のキーワードに基づき対応を行う。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が^(注3)発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりす

第3章 南海トラフ地震対策

第2節 南海トラフ地震に関する情報

		べりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度 (24 時間など、一定時間でのひずみ変化量) についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎 (体積ひずみ計)、成分毎 (多成分ひずみ計) に設定されている。

具体的には、

レベル 1 : 平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。

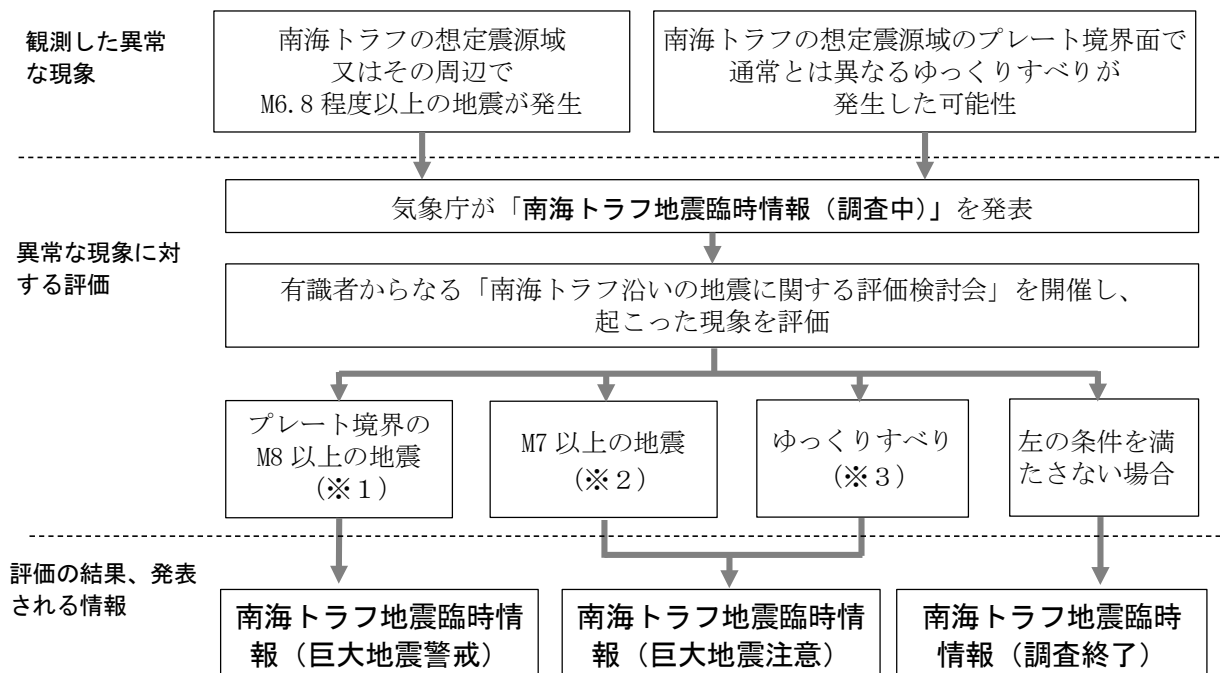
レベル 2 : レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部 (30～40 km) では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

(注6) 断層のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 情報の流れ

異常な現象を観測したときから情報発表までの流れは、次のとおりである。



第3節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	本部班、避難班	
第2 避難者等の支援	要配慮者支援班、その他関係する班	

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 巨大地震警戒対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対応をとる。

- （1）日頃からの備えの再確認と地震が発生したらすぐ避難するための準備を呼び掛ける。
- （2）地震発生後の避難では間に合わない可能性がある住民に対して、事前に自主避難を呼びかけ、緊急避難場所を開放する。

なお、避難は、概ね1週間程度とし、その後、巨大地震注意対応に移行する。

2 巨大地震注意対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、住民に対し、日頃からの備えの再確認と地震が発生したらすぐ避難するための準備を呼び掛ける。

なお、注意期間は、概ね1週間程度とし、その後は、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら通常の生活に移行する。

第2 避難者等の支援

緊急避難場所を開設・開放した場合、避難者の飲料水、食料等は、避難者が各自で準備することを基本とする。

なお、市は、要配慮者の支援について必要に応じて対応する。

第4章 災害復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 計画の方針	各班	
第2 災害復旧事業計画	各班	

第1 計画の方針

災害復旧事業計画は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画である。

市は、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して災害復旧事業を計画する。

第2 災害復旧事業計画

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 計画の方針	各班	
第2 激甚災害に関する調査協力	各班	

第1 計画の方針

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第2 激甚災害に関する調査協力

県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。

第3節 災害復興対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 事前復興対策の実施	各班	
第2 災害復興対策本部の設置	各班	
第3 災害復興事業の推進	各班	

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。

また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に生活基盤をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民等及び事業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件及び環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順について、関係各課が連携し、あらかじめ所掌事務等を明らかにする。

2 復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

3 復興拠点の整備

市及び県は、市の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備及び蓄電設備を検討し、事前の整備に努める。

第2 災害復興対策本部の設置

1 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針の設定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民等に公表する。

3 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、集落復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、同法の規定により必要に応じて県と共同して復興計画を作成し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行う。

第3 災害復興事業の推進

市は、県と連携して、災害復興事業を推進する。

1 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。